

大阪市告示第804号

令和 5 年大阪市告示第1397号（介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止）の一部を次のように訂正する。

令和 6 年 6 月 7 日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、訂正前欄に掲げる告示の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる告示の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の15第 2 項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法 <u>第115条の20第 2 号</u> の規定により別紙のとおり公示する。	介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の15第 2 項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法 <u>第78条の115第20号</u> の規定により別紙のとおり公示する。

（福祉局高齢者施策部介護保険課）